平成２４年（フ）第２９号
新潟県佐渡市両津夷340番地
債務者　合資会社日賀志屋
代表者代表社員　大山　輝一
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後１時30分
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１２５０号
広島市安佐北区口田１丁目16番38号
債務者　有限会社グリーンメディカルサービス
代表者清算人　佐々木和子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　爲末　和政
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０号
鳥取県鳥取市田島537番地の１
債務者　有限会社鳥取スパイラル
代表者代表取締役　森本　孝文
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
和歌山県新宮市田鶴原町２丁目２番11号
債務者　速水　忠男
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後１時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第２０号
和歌山県新宮市熊野地２丁目11番27号
債務者　速水美代子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後１時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第２２号
和歌山県新宮市清水元１丁目１番19号
債務者　有限会社丸洋
代表者取締役　速水　忠男
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後１時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１６２９号
埼玉県蕨市北町４丁目４番22号
債務者　有限会社菅原昭工務店
代表者取締役　菅原　　昭
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０９号
広島市西区竜王町７番21号
債務者　株式会社イマル
代表者代表取締役　松村　隆幸
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後４時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８９号
名古屋市西区大野木３丁目42番地
債務者　有限会社セブンライズ
代表者取締役　頭師　　剛
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２９９号
大阪市生野区桃谷４丁目９番９号
債務者　株式会社マルタ
代表者代表取締役　和田　充弘
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前10時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３００号
大阪市生野区桃谷４丁目９番９号
債務者　有限会社壱番館
代表者代表取締役　和田　充弘
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前10時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８号
福井市羽水１丁目511番地
債務者　コーシン商事株式会社
代表者代表取締役　井上　孝治
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前11時
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３５号
名古屋市名東区藤が丘120番地の２
債務者　株式会社Ｋスタイル
代表者代表取締役　浅井　健二
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　淳也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０７号
横浜市中区千歳町１番地11
債務者　有限会社オギコーポレーション
代表者代表取締役　佐藤ふみ子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛田　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月８日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第９４号
山口県柳井市伊保庄2816番地
債務者　河本　満明
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　豊彦
4　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年３月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２７号
岩手県宮古市宮町２丁目３番３号
債務者　早野　克明
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　健太
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月15日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
盛岡地方裁判所宮古支部